

「川原大神楽」は平成3年3月26日に市の無形民俗文化財に指定され、川原自治会住民のさらなる誇りとなりました。残念ながら昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルスの感染防止のため、月山神社祭典への奉納は中止となつてしまいましたが、今後も地域への誇りを醸成することで、自治会の団結と活性化につなげると

川原自治会長から

川原自治会では、360年以上の歴史がある「川原大神楽」の伝統を継承していくため、市の補助制度を活用して衣装を一新し、誰でも参加できるように体制を整え、自治会に新たに加入した世帯へも参加の声掛けを行うなど、後継者の確保・育成に取り組んでいます。伝統行事を継承していくための体制整備を進めながら、地域住民の交流や親睦を深める機会をつくる取り組みが地域コミュニティの活力再生に繋がっています。

取組内容

集落支援員活動事業と市の補助制度を活用した取り組みをご紹介します。

川原自治会の取り組み

川原自治会
34世帯
約120人
市役所

生活環境課
コミュニティ推進班
☎ 30-0202



生活環境課
コミュニティ推進班
☎ 30-0202

集落支援員が、自治会の「状況調査」を行い、調査結果を基に自治会の現状や課題、将来の自治会像などについて自治会と共に「話し合い」を進め「活性化活動」への取り組みを支援します。

小規模な自治会（50世帯未満）を中心に支援しています。活用を検討される自治会は、お気軽にお問い合わせください。

集落支援員活動事業

川原大神楽の様子



産業活力課 観光交流班 ☎ 30-0248、大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822

また毛馬内は、藩境の街道沿いにあったことから、市も開かれるなど商業が発展してきました。大正時代には、尾去沢や小坂など、近隣の鉾山の繁栄

十和田地区の毛馬内本町通りでは、建物の軒先に「こもせ」と呼ばれる大きく張り出した庇が見られます。こもせは、積雪時でも買物客が軒下を歩けるように工夫された雪国でよく見られる造りで、秋田県内では花輪と毛馬内のみに現存しています。「こもせ」は「小店」が転じたもので、常設店舗である「店」に対して仮設店舗の意味合いがあると思われます。

毛馬内本町通りは、盛岡藩の藩境に位置することから「柏崎館（毛馬内城）」の城下町として発展しました。国境警備のための重要な拠点であり、敵を待ち伏せるため、建物と建物の間をずらして建て死角をつくる「武者隠し」の面影から、現在でも当時の様子を垣間見ることが出来ます。

毎年8月21日から23日には、こもせ通りを会場に、国重要無形民俗文化財に指定され、秋田県三大盆踊りの一つにも数えられる「毛馬内盆踊り」が開催されます。かがり火に浮かび上がる風情ある街並みが、優雅な踊りに一層趣を添え、見る人を楽しませています。

と共に、交通の要衝としてさらに栄え、約4千人もの人口を擁しました。かつては造り酒屋や醤油醸造所などが造られ、通りの裏手に今も立ち並ぶ土蔵からは、当時の繁栄が偲べれます。本町通りでは現在も朝市が立ち、こもせの下に野菜や漬物などが並び、人々の温かいやりとりを見ることが出来ます。

本町通り沿いの建物は老朽化が進んでいますが、情緒ある街並みをよみがえらせるため2014年に改修が行われました。店先のこもせが復元され、エンジ色のトタン屋根と木製の格子戸により、統一感のある景観となり「こもせ通り」と名付けられました。

鹿角を知る・伝える
市民全員ガイド化計画
毛馬内こもせ通り
「タイムスリップ気分を味わえる商店街」

市民全員がガイドとして、鹿角の魅力を再発見し、市内外に発信するきっかけとなるよう、市内観光名所や歴史・文化、産業遺産などをシリーズで紹介いたします。



所在地 花輪字蒼前平2-1
設立 昭和22年3月
代表者 山崎 正和
連絡先 ☎23-2253
ホームページ https://yamazaki-automotive.co.jp

会社概要

わが社は、昭和4年創立で、まだ馬車が走っていた時代から自動車修理工場を営み、現在は新車・中古車販売、自動車保険、車検、整備、板金塗装、ロードサービスとトータルカーサービスを展開しています。また、重機などの特殊車両や近年増加している輸入車の整備にも対応できる最新の設備と技術があり、「地域の動く」を支えています。幅広い年代の社員が助け合いながら、お客様の安心安全をご提供します。

代表から

代表 山崎 正和さん

『全従業員の成長を追求すると同時にクルマのある豊かな人生の実現に貢献します』が山崎自動車の経営理念です。お客さまとの繋がりを通じ、技術だけでなく人として成長するのはもちろんのこと、社員の誕生日にはお花と社員全員からの歌を送るなど、仲間と喜びを分かち合える関係づくりも大切にしています。

車社会の鹿角だからこそ、貢献できることがたくさんあります。ぜひ、社会をより良くする仲間として共にチャレンジしましょう。

ウチの会社のここがスゴイ!

フロアアシスタント
安倍 実希さん

客という立場から社員へとなり、自分で車を売ることができたときにやりがいを感じます。



魅力あふれる地元企業を紹介
鹿角の企業 いいね!
山崎自動車工業株式会社



代表 山崎 正和さん

法の広場

法テラス鹿角法律事務所 ☎ 050-3383-1416

遺言書の書き方



伊東 憲二 弁護士
Kenji Ito

法テラス鹿角法律事務所

所在地 花輪字下花輪 50 番地
福祉保健センター内 (2F)
相談受付時間 9時～17時30分
※要予約

遺言の方式はいくつかありますが、今回はそのうち最も簡単に作成できる自筆証書遺言の書き方を説明します。

①遺言者が、必ずその全文を自書します。パソコンで作成したものは無効です。ただし、近年の民法改正により、財産目録だけは自書ではなくパソコンで作成したものも認められています。

②遺言書に遺言者の署名・捺印が必要です。印鑑は実印のほか、認印や拇印でも有効です。

③日付を自書します。これは作成時の遺言能力の有無や内容の抵触する遺言書が複数存在する場合に、最新のものを確認するために要求されるものです。日付が確定できればよいので、「還暦の日」などという記載も有効です。しかし、「令和4年2月吉日」という記載は、日付が確定できないため無効

となります。

④遺言中の訂正や変更は、遺言者とその場所を指示し、これを変更した旨を付記して署名し、変更場所に印を押さなければ効力が生じません。

⑤遺言書は1通につき1名の遺言を記載します。1通の遺言書に夫婦共同で遺言をすることはできません。

これらのルールを踏まえたうえで、遺言者自身の財産の種類（不動産、預貯金など）や価値などを調べ、誰にどの財産をどれくらい与えるのかを明確に記載することが必要です。

遺言書の書き方には法律上厳しいルールが定められていますので、遺言書を自分で書こうと思った方は、当法律事務所までご相談ください。